



平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノマセマティカル
代表者名 代表取締役社長 田中 正文
(コード番号 3787 東証マザーズ)
お問合せ先 取締役副社長 出口眞規子
(TEL:03-5798-3636)

定款一部変更ならびに取締役候補者に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 9 回定時株主総会に「定款一部変更の件」ならびに「取締役 2 名選任の件」を付議することを、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

①事業目的の追加（変更案第 2 条関係）

平成21年2月に事業統合した神戸テクノロジーセンターは、従来の当社就業形態（自社事務所での就業）に加え、顧客事務所（事業所）へ長期に出勤し、顧客の指揮の下所要業務を行う、いわゆる派遣型就業形態をとることが中心となる部門を有しています。

このような新たな就業形態に対応し、当社事業領域の拡大を図るため、定款に定める事業目的に「特定労働者派遣事業」を追加するものです。

②「株券電子化」に伴う変更（変更案第 7 条ないし第 9 条、附則関係）

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

別紙のとおりです。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）

2. 取締役 2 名選任の件

取締役の候補者（カッコ内は平成 21 年 5 月 14 日現在の役職）は次のとおりです。

【重任】

取締役

た	なか	まさ	ふみ
田	中	正	文

（代表取締役社長）

取締役

で	ぐち	ま	き	こ
出	口	眞	規	子

（取締役副社長）

* 就任予定日：平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1) 自動制御機器、ゲーム機器、医療機器の設計、製造、販売 2) コンピュータ及び周辺機器の開発、製造、販売 3) コンピュータソフトウェアの開発、販売 4) コンピュータネットワークシステムの開発、販売 5) 半導体、電子部品の設計、製造、販売 6) 前各号に関するコンサルティング及び、翻訳、出版事業、輸出入業務 <u>(新 設)</u> <u>7)</u> 上記各号に付帯する一切の業務 第2章 株 式 <u>(株券の発行)</u> <u>第7条</u> <u>当会社は株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得) <u>第8条</u> (条文省略)	第1章 総 則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1) 自動制御機器、ゲーム機器、医療機器の設計、製造、販売 2) コンピュータ及び周辺機器の開発、製造、販売 3) コンピュータソフトウェアの開発、販売 4) コンピュータネットワークシステムの開発、販売 5) 半導体、電子部品の設計、製造、販売 6) 前各号に関するコンサルティング及び、翻訳、出版事業、輸出入業務 <u>7) 特定労働者派遣事業</u> <u>8)</u> 上記各号に付帯する一切の業務 第2章 株 式 (削 除) (自己の株式の取得) <u>第7条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 <u>③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 10 条 <u>当会社の発行する株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 11 条～第 40 条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(株主名簿管理人) 第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 (削 除) (株式取扱規程) 第 9 条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 10 条～第 39 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> 第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>